○近畿地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

その関係図面は、令和七年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
八号	米原市入江字入江一三二四番一から彦根市佐和山町字通り道一五〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　令和七年九月二十三日十六時

○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二十二日

四国地方整備局長　豊口　佳之

その関係図面は、令和七年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)	道路の種類　一般国道
(二)	路線名　三十三号
(三)	道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦三三一〇番一から同町日野浦三三四八番一まで	前	一六・八八～一五・一八メートル　一九〇・一～一九〇・一キロメートル
	後	二一・一〇～一〇一・三五メートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領

九月十八日石破内閣総理大臣から額賀議長宛、次の報告書を受領した。

内閣総第五三号

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀　福志郎殿

衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

（別紙）

選挙期日　令和六年十月二十七日

当選人決定年月日　令和七年九月十七日

当選告示年月日　令和七年九月十八日

当選証書付与年月日　令和七年九月十八日

衆議院名簿届出政党等の名称　立憲民主党

当選人　原田　和広

住所　山形県山形市鈴川町二丁目三番一号

参議院

当選通知書受領

九月十八日内閣総理大臣から令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

上野　蛍（石井章辞職による）

議員氏名

九月十八日議長は、次のとおり議員からの申請に基づき、議員氏名として使用することを許可した。

議員氏名

上野ほたる　（上野　蛍君申請）

報告書受領

九月十二日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について」の報告を受領した。

官庁報告

官庁事項

無線従事者の免許に係る電子申請の方法

無線従事者の免許に係る電子申請については、次に掲げるウェブサイトを利用する方法その他総務大臣が別に指示する電子情報処理組織を利用する方法とします。

令和７年９月22日　総務大臣　村上誠一郎

e-Gov電子申請（https://shinsei.e-gov.go.jp/）

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年９月22日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道８号	滋賀県米原市入江字入江一一九〇番から滋賀県彦根市佐和山町字通り道一五〇番一まで

2　指定する期日　令和７年９月23日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上、縦寸法0.12メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車輪の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和７年９月22日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道８号	滋賀県米原市入江字入江一一九〇番から滋賀県彦根市佐和山町字通り道一五〇番一まで

2　指定する期日　令和７年９月23日

中国地方整備局公示

一級河川千代川水系千代川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和７年９月22日

中国地方整備局長　杉中　洋一

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶　２隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　鳥取県鳥取市国安地内

(2)　当該工作物を除却した日時　令和７年９月８日14時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日時　令和７年９月８日15時